

# 要注意!! 下水道は河川環境の入り口です!

下水道は、私たちの暮らしを清潔で快適なものに変えるだけでなく、ご家庭から出る生活雑排水を下水処理場できれいな水に変えて川に流し、河川環境や自然を守っています。

下水道を利用する一人ひとりが注意して正しく使用し、以下のものは排水管に流さないよう心がけましょう。

## 下水道に流してはいけないもの

### ☑水洗トイレでは

水に溶けない紙（ティッシュペーパー等）や紙おむつ、生理用品、ペット用の砂などは管やマンホールポンプが詰まる原因となります。

便座クリーニングシートや、ペット用の砂等は「トイレに流せる・水に溶ける」の表示があっても、溶けずにマンホールポンプに詰まることがあり、たびたび撤去作業をおこなっています。

### ☑台所では

野菜くず、残飯のほか、てんぷら油やサラダ油の廃油を流すと、排水管の中で固まり、管を詰まらせたり、処理場の働きを低下させます。廃油は収集日に出すか、新聞紙等に吸わせて可燃ゴミとして出してください。



### ☑その他

灯油、ガソリンなど揮発性や引火性の高い危険物は絶対に流さないでください。管のなかで爆発したり、管を損傷させることがあります。



## 令和3年度個別排水処理施設（浄化槽）の設置募集について

市では、下水道（集合処理）区域以外の地区（個別排水処理区域）においては、市が浄化槽を設置しています。

☑浄化槽設置には、以下の受益者分担金が必要となります。

区分（対象処理人員）		分担金の額
一般世帯（10人槽まで）		32万円
事業所等一般世帯以外	1人～10人	32万円
	11人～30人	48万円
	31人～50人	64万円

☑設置後は、使用料をいただきます（2ヵ月あたり）

基本料金	15㎡まで	2,400円
従量料金	16㎡～60㎡	170円（1㎡につき）
	61㎡～100㎡	180円（1㎡につき）
	101㎡～	190円（1㎡につき）

☑一般家庭のほか事業所、公民館などの公共施設も対象となります。

（別荘・保養所等については、定住者以外は対象となりません。）

浄化槽の対象規模は50人槽までです。なお、放流管工事および維持管理はお客様負担となります。

☑個別排水処理区域のご家庭で、すでに使用されている浄化槽（適正に使用・維持管理されているもの）は、市へ無償譲渡していただくことができます。詳しくは水道工務課へ問い合わせください。

〈問い合わせ先〉 環境水道部水道工務課 ☎67-1129